

## ○うきは市町並み保存地区保存条例

(平成17年3月20日条例第109号)

改正 令和7年3月21日条例第5号

## (目的)

第1条 この条例は、本市が定める町並み保存地区に関し、地区の決定、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって個性豊かなまちづくりを行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「町並み」とは、連続した歴史的な建築物とその歴史的環境をいう。

## (保存地区の指定)

第3条 市長及びうきは市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市の区域内に所在する町並み及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、町並み保存地区審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 保存地区を指定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講ずるものとする。

4 保存地区を指定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。

5 保存地区の指定は、告示することによりその効力を生ずる。

6 町並み保存地区以外の建築物等で、特に重要な物件については、審議会の意見を聴き、単独で指定することができる。

## (保存地区の取消し)

第4条 市長及び教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特別の事由が発生したときは、当該地区の指定を取り消すことができる。

2 前項の場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

## (保存計画)

第5条 市長及び教育委員会は、保存地区を指定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 第1項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における町並みを構成している建築物その他の工作物及び町並みと一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の指定に関する事項

(3) 建築物等の保存整備計画に関する事項

(4) 建築物及び町並みと一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

## (現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教

育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
  - (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
  - (3) 宅地の造成その他土地の形質の変更
  - (4) 木竹の伐採
  - (5) 土石類の採取
  - (6) 水面の埋め立て
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。
- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
    - ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
    - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却
  - (3) 次に掲げる木竹の伐採
    - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
    - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
    - ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
    - エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
    - オ 仮植した木竹の伐採
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
    - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
    - イ 福岡県公安委員会が行う道路標識の設置又は管理に係る行為
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(経費の補助等)

第7条 市は、保存地区内における建築物及び町並みと一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について自ら保存のため適当な処置を行う場合、当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置)

第8条 本市に審議会を置く。

- 2 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長又は教育委員会に建議する。
- 3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者のうちから、市長又は教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月20日から施行する。

附 則(令和7年3月21日条例第5号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。